

「PDFが読めないので、却下する」と登記所から通告を受けないための対策

すでに周知のとおり、平成20年1月15日開始のオンライン申請促進策（いわゆる「特例」方式）では、添付書類（情報）のうち、登記原因証明情報のみPDFで添付すれば、残りの書類については書面別送をもって足りることとされました（登記識別情報の提供は例外です。これは書面提出方式もPDF提出方式も認められておらず、所定の方法で「登記識別情報提供様式」という特定の形式の暗号ファイルで提供しなければならないものとされています）。この場合、PDF化した登記原因証明情報の添付をし忘れると、有無を言わず却下するものとされていることも既にご承知のことでしょう。

しかし、いざ促進策が始まってみたら、思いもよらなかった事態が発生しているのです。すなわち、

「PDFファイルが、添付はされているようだが、内容が読めないので却下せざるを得ない」

という通告を登記所から受けた旨、NSR2などで多数書き込まれております。ほとんどの方が「そんなバカな」と思われたことでしょう。そう思うのが当然です。PDFとは、パソコンの機種、それも、Windows XPかVistaかなどといったOperating Systemのバージョンの違いだけではなく、WindowsかMacintoshかといったOSそのものの違いや、インストールされているソフトウェアやフォントといった環境の違いを乗り越えて、どのパソコンでも同じ文書が読めるようにするために考え出されたフォーマットであり、それを読むためのソフトが全世界で無償配布されているのですから、「読めない」などということがあっていいはずはないのです。

しかし、現にこのような事態は起きています。わたしはたぶん、この問題について一番早い時期から大騒ぎしていた者ですので、「研究」成果についてお知らせしておきます。

私は、平成19年11月ごろ、PDFファイルを送った相手から「読めない」というクレームをいただきました。しかも、一度に数十人に同一のファイルを送っているのですが、相手によって読める人と読めない人がいたのです。問題のファイルを自分のパソコンで改めて開いて見ると、別段、エラーが出るわけではなく、さては通信の過程でなにか障害があったのではないかと思い、改めて同じファイルを送りなおしてみても、最初に読めなかった人からは、やはり「読めない」という返事。これで私はパニックになりました。今まで一度もそんなことはなかったのに、どうして？というわけです。

いろいろ調べてみたところ、今まで送信していたPDFファイルはすべてワープロソフトから直接、PDFに変換しており、この場合のPDFファイルのバージョンがVersion 1.4だったのに対して、クレームが入った資料はスキャナから読み取ってPDF変換したものであり、その場合のPDFファイルのバージョンはVersion 1.5であるということがわかりました。さらに、人によって読める読めないがあるというのはどういうことだ？と思い、さらに調べたところ、「読めない」人はAcrobat (Reader) Ver.7ユーザーで、「読める」人はAcrobat (Reader) Ver.8ユーザーもしくはSkyPDFユーザーであることがわかりました（当初、読めなかったユーザーの一人が電話でやりとりしている最中にReaderをVersion 7からVersion 8にアップグレードしてくださり、その結果、このことが明らかになりました）。この時点で、Acrobat (Reader) Ver.7とVersion 1.5のPDFファイルは相性が悪いということがわかったわけです。つまり、いくら正常に変換してあるPDFファイルであっても、受け側の問題で読めないこ

とがあり得るのです。すなわち、法務局側で表示または印刷に使用しているソフトウェアのバージョンが Acrobat Ver.7 相当であれば、いくらちゃんと変換して添付していても、「読めない」ので、適法に登記原因証明情報が添付されていることが確認できない以上、却下せざるを得ない」として、取り下げを求められるわけです。この問題について、法務省から告知されていることは 2007 年 10 月 22 日付のオンライン申請新着情報で、Acrobat 8 ユーザーに対して、「Adobe Acrobat 8.0 の PDF 設定を「標準」(互換性のある形式「Acrobat 5.0 (PDF1.4)」)にして PDF ファイルを作成」されたい旨の通告があっただけで、Acrobat 7 以前を使用しているユーザーに対しては何の告知もされていません。これでは、もしかしたら全国で「読めないパニック」が起きるんじゃないかならうかと危惧しておりましたら、案の定です。

ただし、PDF1.5 のすべてが Acrobat Ver.7 で読めないわけではなく、現に、私のもう 1 台のパソコン (ノート型) を使用して同じことをしたときには Ver.7 ユーザーからも「読める」という返事が返ってきたので、単に PDF のバージョン問題だけではなく、パソコン及び通信環境の問題も影響しているのではないかと思います。ただ、申請してみないと読めるか読めないかわからず、読めなければ即却下というのでは、そんな危険な橋を渡るわけにはいかないので、「添付する PDF のファイルは Version 1.4 以前に限ったほうがいい」ということになります。

ちなみに、私が所有している PDF 生成ソフトでスキャナから生成される PDF ファイルのバージョンをチェックしてみると、1.2,1.3,1.5 の 3 通りありました。中には、ワープロソフトから直接変換した場合とスキャナから読み取って PDF にした場合で生成される PDF ファイルのバージョンが異なっていたというものもありました (SkyPDF がそうです。ワープロから変換すると Ver.1.4 で、スキャナから読み込んで変換すると Ver.1.5 です)。そこで、さきほど、「読めない」というクレームを寄せてくださった方に、あえて障害が出る方のパソコンで Version 1.2,1.3,1.4,1.5 の各形式による同じ内容のファイルを作成し (1.4 のファイルは 1.5 のファイルで SkyPDF を使って再変換することによって 1.4 にバージョンダウンすることができます。ただし、少々画質が落ちます)、メールで送付して開けられるかどうかチェックしていただいたところ、1.4 以前のものはすべて OK、1.5 のみ読めないという結果を得ることができました。従って、Version 1.4 以前の PDF ファイルであれば、まず大丈夫だろうということがいえるわけです。また、法務局側がソフトウェアまたはプリンタをアップグレードすることは、ほとんど期待できません。各登記所の判断でアップグレードすることは許されておらず、導入時期によって各登記所ごとにパソコンの仕様が異なることから何が起きるか分からないため、当局としても手の打ちようがないようです。私が個人的に法務局の職員の方に聞いてみたところ、その法務局に備えられたパソコンにインストールされている Acrobat は Ver.7 だということです。

ちなみに、Acrobat (Reader) のバージョンと PDF のバージョンには、次の関係があります。

Acrobat の Version		PDF ファイルの Version
Ver.3	→	1.2
Ver.4	→	1.3
Ver.5	→	1.4
Ver.6	→	1.5
Ver.7	→	1.6
Ver.8	→	1.7

このように、ソフトウェアに様々なバージョンがある場合、上位互換（前のバージョンで作られたファイルを、後のバージョンのソフトで読むことができるということ）が守られているのが常識です。したがって、私が尋ねた法務局で使っている Acrobat Ver.7 は PDF1.5（＝ Acrobat Ver.6 のファイル形式）を読めなければいけないはずなのですが、現実には読めないケースがあるのです。これは第一次的には Adobe の責任であり、二次的にはその問題を認識して対策を公表していない法務省の責任です。

この問題をきちんと認識し、対策（規制と言ってもいいでしょう）を公表していない以上、申請人が添付してきた PDF が読めなくても、それは法務省側で負うべき責任であるにもかかわらず、「却下」するとはあまりにも酷です。われわれは公表されたルールは守っているのです。却下がわれわれ司法書士にとってどういう意味を持つか、当局者はもっと深刻に考えていただきたいと思います。

しかし、以上の作業によって、Version 1.4 以前であればまず大丈夫といえるわけですから、まず、自分が使っている PDF 生成ソフトが生成する PDF ファイルのバージョンをチェックすることをお勧めします。チェックする方法は、以下の通りです。

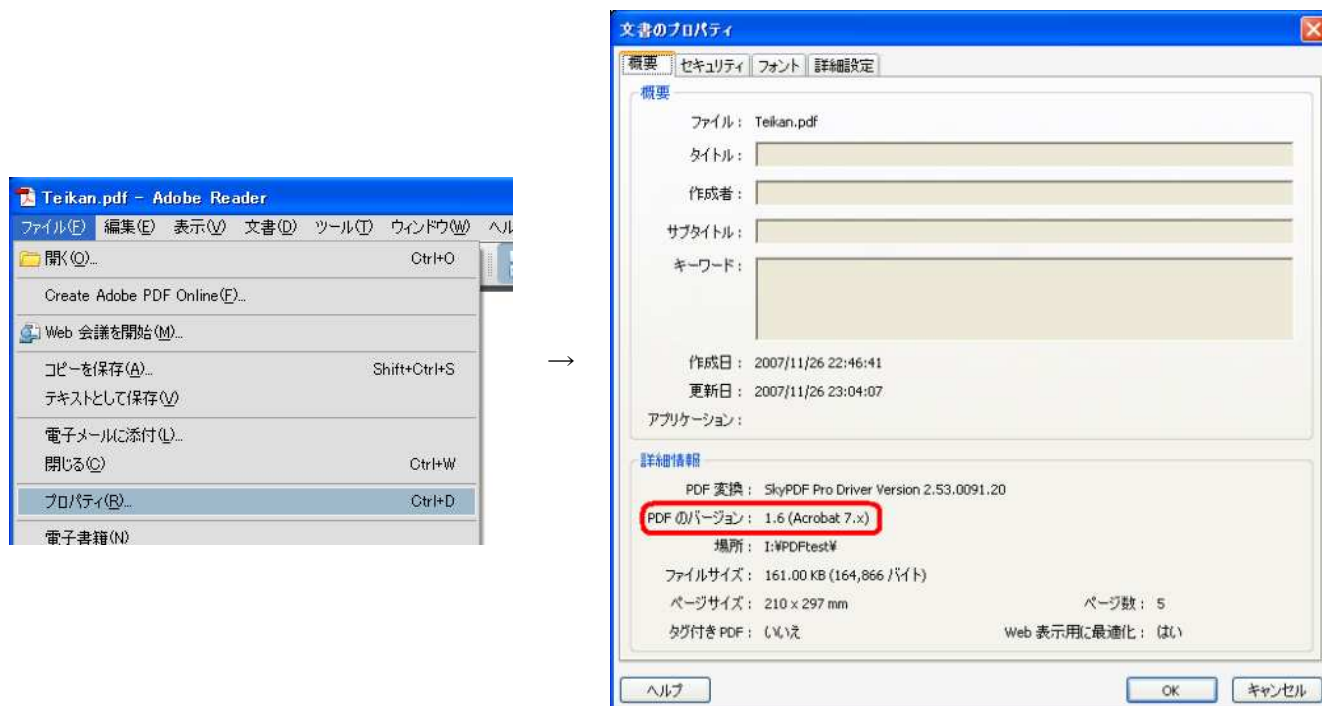
SkyPDF ユーザーの場合

メニューバーから「ファイル(F)」→「文書のプロパティ(D)」とクリック（ショートカットは「Ctrl+D」）し、現れた画面で詳細設定のタブをクリックすれば、「PDFのバージョン 1.# (Acrobat #.0)」などと表示されます



Acrobat (Reader) ユーザーの場合

メニューバーから「ファイル(F)」→「プロパティ(R)」とクリック (ショートカットは「Ctrl+D」) すれば、現れた画面の下部の「詳細情報」欄に「PDFのバージョン 1.# (Acrobat #.0)」などと表示されます。



この作業は、ワープロソフトなどから変換したファイルとスキャナから変換したファイルの両方について行ってください。両方でバージョンが異なる事もあります。

この作業によって表示されたバージョンが 1.4「以前」であれば、まず大丈夫です。しかし、1.5 以降のものだった場合は、できれば他のソフトを使用することにしたほうがよいでしょう。ただし、ワープロなどから変換したファイルであれば、1.5 以降のものであっても、新バージョン特有の機能を使っていなければ、たいていは大丈夫なようです。最近明らかになった現象として、「電子署名によるバージョン化け」という問題があります。これは、電子定款や本人確認情報などを作成する際に、ワープロから変換した PDF ファイルはバージョン 1.4 以前だったのに、電子署名した後、改めて確認するとバージョン 1.6 に「化け」てしまうという現象です (上で表示しているファイルが実はこれです)。この現象は、リーガル社の電子認証キット Pro とピスク社の電子認証システムで発生することが確認されていますが、この現象が起きても、このことによって公証役場や登記所でファイルが開けないなどといった障害の発生は、まったく報告されていません。

結局、要注意なのは、バージョン 1.5 以降の PDF ファイルでスキャナから読み取って作成したもの、及びバージョン 1.7 以降のすべての PDF ファイルということになります。

先ほども述べたように、私の手持ちのソフトでスキャナから PDF を生成させると、出上がる PDF ファイルのバージョンは 1.2, 1.3, 1.5 の 3 通りありました。従って 1.2 又は 1.3 を書き出してくれるソフトを使用すればよい事になりますが、PDF 1.2 及び PDF 1.3 を書き出してくれる手持ちのソフト（いずれもスキャナのオマケ）はどう



にも使い勝手が悪かったので、私はそれ専用のソフトを導入しました。SOURCENEXT 社の「いきなり PDF from スキャナ 2」というソフトです。ちょっと冗談のような名前のソフトですが、これが書き出す PDF は Ver.1.2 ですから、読めないということはずなないでしょう。実際に、多くの申請をこれを使って実行しましたが、今のところ障害は全くありません。使い勝手は非常によく（読み取り濃度の調整、複数原稿の連続読み取りなど、必要な機能はすべて満たしており、OCR 機能も付いています）、しかも安かった（1,980 円！）ので、とても気に入っています（お急ぎの方、SOURCENEXT のホームページでも Vector のホームページからオ

ンラインで買えます。別に SOURCENEXT 社の“お先棒担ぎ”をするつもりはありませんが、ご紹介しておきます）。

SOURCENEXT 社のホームページ

<http://www.sourcenext.com/titles/use/72820/>

Vector のホームページ

http://shop.vector.co.jp/service/servlet/Catalogue.Detail.Top?ITEM_NO=SR091225